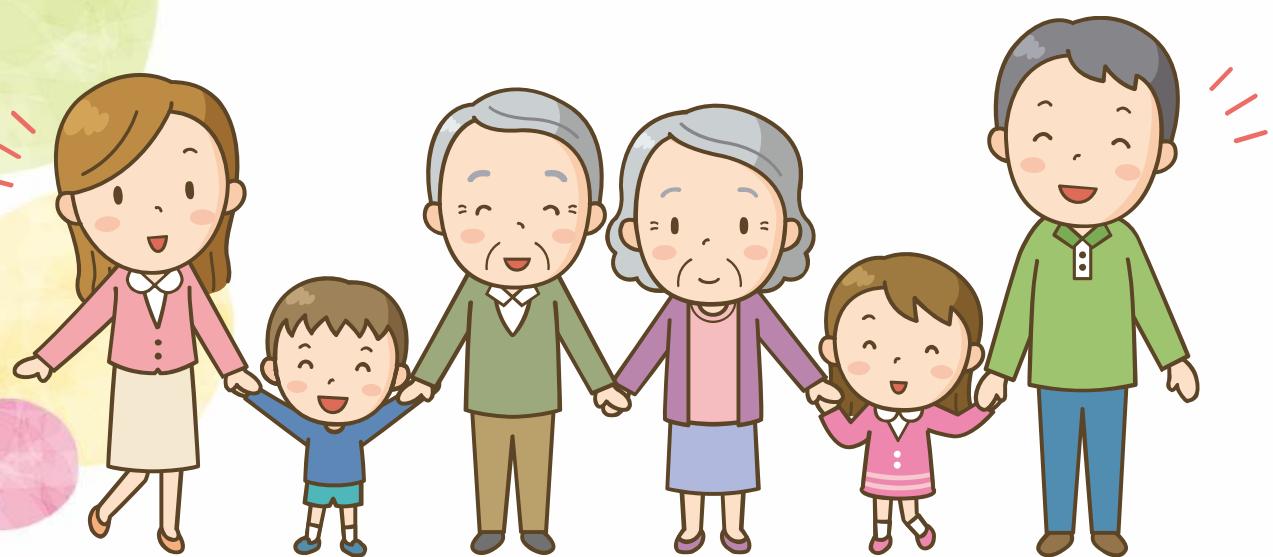


雲南地域 第7期介護保険事業計画 ダイジェスト



計画策定の趣旨

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう社会全体で支える仕組みとして平成12(2000)年に創設されました。第6期介護保険事業計画からは地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが強化されました。第7期介護保険事業計画では、自立支援や重度化防止の取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現など地域包括ケアシステムを更に深化するための取り組みが求められています。また、高齢者だけでなく、障がい者、子どもや子育て世帯(家庭)に対する支援も含め、地域や個人が抱える生活課題を解決していくよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を図っていく必要があります。

本計画は、雲南地域の実情を踏まえ、取り組むべき施策及びその目標を定め、関係者が共有し取り組むための計画として策定するものです。

平成30(2018)年3月
雲南広域連合

本計画の基本理念

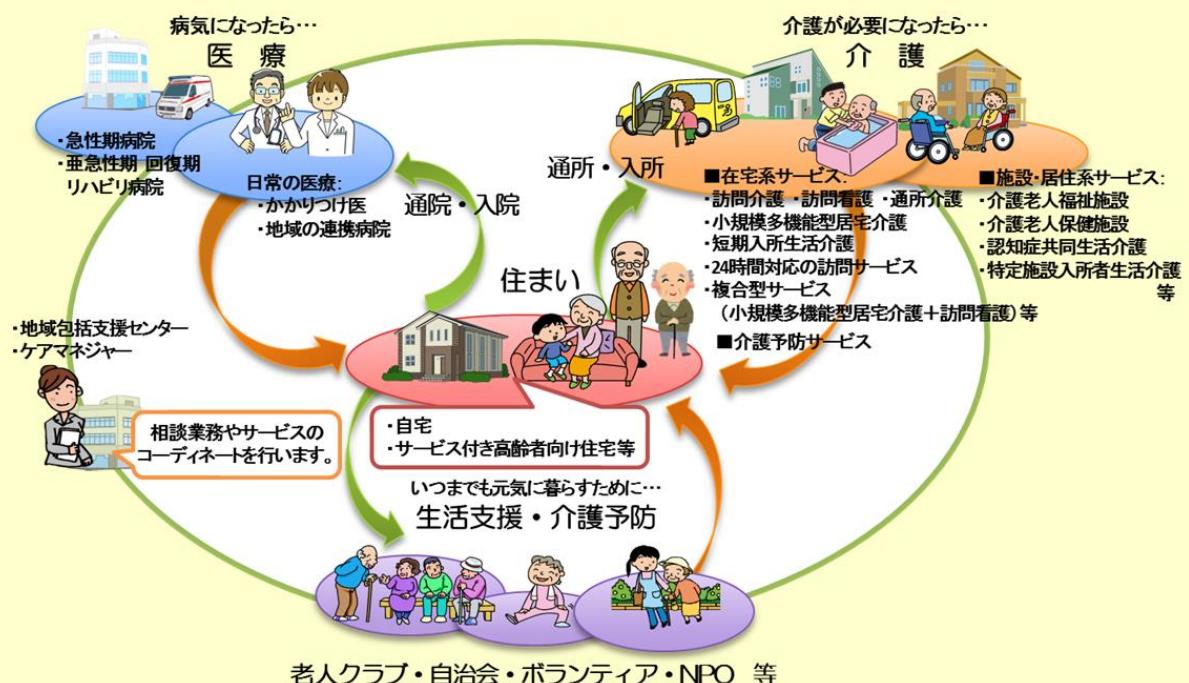
「高齢者がいつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域」

「地域包括ケアシステム」は、介護サービスの提供体制の確保、地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を築くことを目指しています。

第7期計画では、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりを行うことで、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、真に高齢者が幸せな生活を送ることができる地域社会を実現させることを目指します。

《地域包括ケアシステムのイメージ図》

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



厚生労働省作成資料より参照

本計画の基本目標

尊厳をもって暮らせる地域	生きがいを持って元気に暮らせる地域	支え合い、心豊かに暮らせる地域
地域包括支援センターの機能を強化し、様々な相談に対応できる体制や医療と介護のサービスなどを一体的に提供される体制を構築します。また、認知症の予防や地域で認知症の人を支える仕組みづくりにより、高齢者が尊厳を持って暮らせる地域づくりを目指します。	身体的な運動機能や口腔機能の保持、うつ防止など介護予防や幅広い健康づくり施策を推進します。また、高齢になっても社会との関わりを持ち、生きがいを持って元気に暮らせる地域づくりを目指します。	地域の高齢者が孤立しないように、交通手段の確保、地域の生活を支えるサービスや多様な住まいの確保など生活環境の整備が必要です。また、介護サービスの基盤の充実や質の向上を図り、人々がお互いに支え合い、心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

計画の位置付け・計画期間・計画策定体制

■計画の位置付け

- ・本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画として策定しています。
- ・本計画は、構成市町の「総合計画」「老人福祉計画」をはじめとする保健福祉医療に関する計画及び「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」「島根県保健医療計画」との整合を図っています。
- ・本計画は、「第6期介護保険事業計画」の重点課題を継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る計画として策定します。

■計画の期間

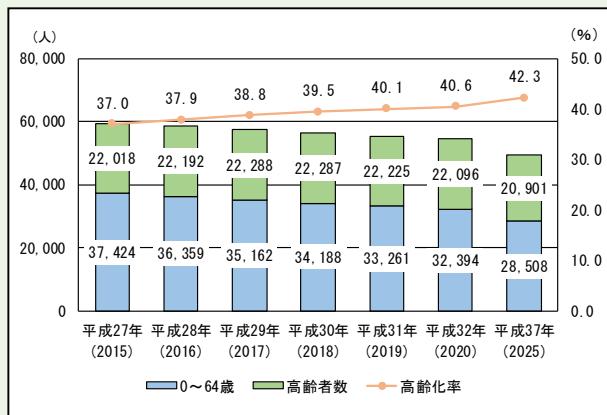
- ・本計画の期間は、平成30（2018）年度～平成32（2020）年度の3年間とします。

■計画策定体制

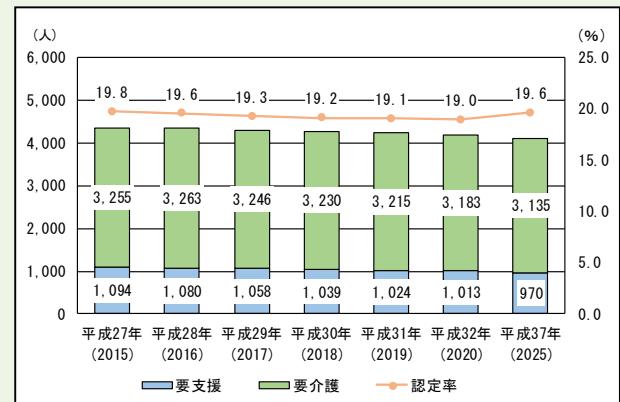
- ・「介護保険事務担当者会議」や「介護保険調整会議」にて協議を重ねました。また、「雲南地域保健医療対策会議医療・介護連携部会」において、医療計画との調整、整合を図りました。
- ・計画は、「介護保険事業計画審議会」へ諮問し、審議・検討を経て、答申をいただきました。

人口推計と要介護認定者の推計

■人口推計



■要介護認定者の推計



雲南地域 第7期

基本理念

高齢者がいつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域

基本目標

尊厳を持って暮らせる地域

生きがいを持って元気に暮らせる地域

支え合い、心豊かに暮らせる地域

基本目標を実現するための重点施策

地域包括支援センターの機能強化

医療と介護の連携強化

認知症施策の推進

介護予防・健康づくりの推進

自立支援・重度化防止の推進

高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

在宅生活支援の推進

多様な住まいの提供

高齢者などにやさしい地域づくり

サービス基盤の整備

介護給付適正化の推進

介護保険計画の体系

重 点 施 策

◇包括的支援事業 ◇第1号介護予防支援事業 ◇多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
◇地域ケア会議の実施推進 ◇職員の確保と資質の向上

◇地域医療と介護資源の把握 ◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ◇切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 ◇医療・介護関係者の情報共有の支援 ◇在宅医療・介護連携に関する相談支援

◇医療・介護関係者の研修 ◇地域住民への普及・啓発 ◇在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

◇認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ◇認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ◇若年性認知症施策の強化 ◇認知症の人の介護者への支援 ◇認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 ◇認知症の人やその家族の視点の重視

◇啓発 ◇介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防の推進 ◇運動・口腔機能向上の促進
◇閉じこもり防止・うつ病対策の促進

◇「自立支援」に向けた、多職種間協働による地域包括支援ネットワークの構築 ◇資源の共有、開発
◇地域ケア会議によるケアプランの点検 ◇入退院時の医療・介護連携の推進

◇参加の場の強化（高齢者を支援する人材育成、情報の把握・提供、サロンの活動や立上げ支援）
◇地域活動の推進（活動グループの支援、ボランティア活動の推進）

◇日常生活支援サービスの充実（「生活支援コーディネーター」の配置）
◇介護者支援の充実（家族介護教室の開催、介護者交流事業、家族介護用品支給事業）

◇多様な住まいの整備や確保に向けた協議

◇地域共生社会に対応した体制づくり（障がい者及び子育て支援部署との連携強化、共生型サービス指定の推進）

◇安全確保（地域で見守る体制の整備、防災組織との連携、徘徊SOSネットワークの拡大）

◇高齢者虐待の防止等（高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、サービス提供事業所での取り組み）

◇整備方針（サービス提供体制の維持、居宅サービスの充実）

◇今後の施設の整備予定（介護医療院への転換、介護離職者の解消）

◇介護人材の確保

◇要介護認定の適正化 ◇ケアプランの点検 ◇住宅改修等の点検 ◇縦覧点検・医療情報との突合

◇介護給付費通知

市町ごとの介護サービス基盤（平成30年3月末）

サービスの種類	雲南市		奥出雲町		飯南町		合計	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
訪問介護	11	—	3	—	2	—	16	—
訪問入浴介護	1	—	—	—	—	—	1	—
訪問看護	4	—	1	—	1	—	6	—
通所介護	9	269	2	44	1	25	12	338
訪問リハビリテーション	1	—	1	—	—	—	2	—
通所リハビリテーション	3	70	1	20	—	—	4	90
短期入所生活介護	6	65	3	41	2	16	11	122
短期入所療養介護（病院療養型）	—	—	1	—	—	—	1	—
短期入所療養介護（老健）	2	—	1	—	—	—	3	—
福祉用具貸与	7	—	1	—	—	—	8	—
福祉用具販売	7	—	1	—	—	—	8	—
特定施設入居者生活介護	1	80	2	60	1	78	4	218
居宅介護支援	16	—	3	—	3	—	22	—
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型通所介護	5	72	4	53	2	36	11	161
認知症対応型通所介護	6	72	1	12	—	—	7	84
小規模多機能型居宅介護	7	195	1	29	3	83	11	307
認知症対応型共同生活介護	6	90	1	18	2	18	9	126
認知症対応型通所介護（共用型）	1	3	—	—	1	3	2	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	40	1	20	1	10	4	70
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	—	—	—	—	1	29
介護老人福祉施設	6	360	2	117	2	113	10	590
介護老人保健施設	2	110	1	81	—	—	3	191
介護療養型医療施設	—	—	1	14	—	—	1	14
総合事業 介護予防相当訪問介護	11	—	3	—	2	—	16	—
緩和した基準の訪問介護	1	—	—	—	—	—	1	—
介護予防相当通所介護	9	269	2	44	1	25	12	338
緩和した基準の通所介護	3	505	4	70	1	8	8	583

第7期における介護サービス基盤整備

下記の介護施設の整備を予定しています。

— 雲南市 —

サービスの種類	開設時期	定員	備考
短期入所生活介護	未定	3名	住宅型有料老人ホームからの転換

— 奥出雲町 —

サービスの種類	開設時期	定員	備考
特定施設入居者生活介護	平成30年度	8名	(有料老人ホーム)
短期入所生活介護	平成30年度	△8名	

— 雲南広域 —

サービスの種類	開設時期	定員	備考
介護医療院	平成31年度	42名	
認知症対応型共同生活介護	平成32年度	18名	

市町村特別給付事業

外泊体験サービス事業	病院・診療所に入院または介護保険施設に入所している要介護者の人が居宅復帰を目的に外泊を希望する場合、1泊2日以上で年間10日間を限度に、居宅サービスを利用した場合の費用を負担割合に応じて支給します。
居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業	中度・重度に該当する要介護者（要介護3・4・5）及び認知症により頻回のサービスを必要とする要介護2の人が、居宅サービスの支給限度額を超えてサービスを利用しなければ日常生活が困難な場合に限り、介護度別の基準額拡大の範囲内で、限度額を超えた費用を負担割合に応じて支給します。
外泊時ターミナルケアサービス事業	癌末期の状態にある要介護者の人が、病院もしくは診療所に入院中に、一時外泊時に居宅サービスの利用を希望された場合、年間10日間、3万単位を限度に居宅サービスに要した費用を負担割合に応じて支給します。

地域支援事業の展開

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス	単 位	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
従前の介護予防通所介護相当サービス	実人数 (人／月)	377	377	377
緩和した基準によるサービス	実人数 (人／月)	500	500	500

訪問型サービス	単 位	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
従前の介護予防訪問介護相当サービス	実人数 (人／月)	155	155	155
緩和した基準によるサービス	実人数 (人／月)	2	2	2

(2) 一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりをめざします。また、地域においてリハビリテーションを主眼においた自立支援の取り組みを推進します。

項目	取り組み内容
介護予防把握事業	閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	基本的な知識の普及・啓発に関するパンフレットを作成し、配布します。
地域介護予防活動支援事業	週 1 回以上の開催を基本とした住民主体の通いの場の活動を支援します。また、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修会を実施します。
一般介護予防評価事業	一般介護予防事業の実施状況を、地域づくりの観点から評価し、改善を図ります。
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門知識を有する者が、介護サービスや住民主体の通いの場等における介護予防の取り組みを支援する体制をつくります。

(3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	取り組み内容
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防・日常生活支援総合事業の通所及び訪問サービスなどを利用する要支援認定者や事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを行い、目標の設定、実施、評価ができるよう支援します。
総合相談支援業務	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるための支援を行います。
権利擁護事業	認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者が増加している中、高齢者が尊厳を持って暮らし、不利益を被らないよう、予め自らの意志を明確にし、的確な支援を受けられる状況を作り出さなければなりません。高齢者の権利擁護のため、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働・連携の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援等を行います。 具体的には、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言を実施します。

(4) 任意事業

項目	取り組み内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスが提供できるよう、要介護認定や介護給付等の適正化を図ります。
家族介護支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る事業を実施します。 (家族介護教室や介護者交流会の開催、認知症高齢者見守り事業)
その他事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の自立した日常生活の支援のため事業を実施します。 (成年後見制度支援事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、認知症サポーター等養成事業、地域自立生活支援事業)

(5) 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	取り組み内容
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護の資源の把握を行います。また、在宅医療と介護の連携を図るための課題の抽出を行い、情報共有や相談支援体制など連携体制の構築に向け関係機関が連携して取り組みます。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置を行い、多様な生活支援体制の整備を推進します。
認知症総合支援事業	<認知症初期集中支援推進事業> 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 <認知症地域支援・ケア向上事業> 認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援等の効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るために取り組みを推進します。

介護給付費の推計

1. 介護給付費

(単位:千円)

区分	第7期			平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	
(1) 居宅サービス	2,245,826	2,255,732	2,266,026	2,266,026
訪問介護	299,692	299,692	299,692	299,692
訪問入浴介護	14,836	14,836	14,836	14,836
訪問看護	133,885	133,885	133,885	133,885
訪問リハビリテーション	15,713	15,713	15,713	15,713
居宅療養管理指導	12,253	12,253	12,253	12,253
通所介護	595,151	595,151	595,151	595,151
通所リハビリテーション	128,224	128,224	128,224	128,224
短期入所生活介護	283,265	283,265	283,265	283,265
短期入所療養介護(老健)	15,350	15,350	15,350	15,350
短期入所療養介護(病院等)	5,614	5,614	5,614	5,614
福祉用具貸与	204,383	214,289	224,583	224,583
特定福祉用具購入費	10,575	10,575	10,575	10,575
住宅改修費	15,043	15,043	15,043	15,043
特定施設入居者生活介護	240,163	240,163	240,163	240,163
居宅介護支援	271,679	271,679	271,679	271,679
(2) 地域密着型サービス	1,642,235	1,642,235	1,693,496	1,745,882
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	226	226	226	226
認知症対応型通所介護	220,754	220,754	220,754	220,754
小規模多機能型居宅介護	532,284	532,284	532,284	584,670
認知症対応型共同生活介護	361,181	361,181	412,442	412,442
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	214,825	214,825	214,825	214,825
看護小規模多機能型居宅介護	57,953	57,953	57,953	57,953
地域密着型通所介護	255,012	255,012	255,012	255,012
(3) 施設サービス	2,559,311	2,664,278	2,664,278	2,825,620
介護老人福祉施設	1,714,096	1,714,096	1,714,096	1,714,096
介護老人保健施設	783,446	790,022	790,022	796,205
介護医療院(平成37(2025)年度は介護療養型医療施設を含む)	0	98,391	98,391	315,319
介護療養型医療施設	61,769	61,769	61,769	

2. 介護予防給付費

(単位:千円)

区分	第7期			平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	
(1) 居宅サービス	189,706	189,706	189,706	189,706
介護予防訪問入浴介護	279	279	279	279
介護予防訪問看護	27,704	27,704	27,704	27,704
介護予防訪問リハビリテーション	6,185	6,185	6,185	6,185
介護予防居宅療養管理指導	2,977	2,977	2,977	2,977
介護予防通所リハビリテーション	40,648	40,648	40,648	40,648
介護予防短期入所生活介護	10,527	10,527	10,527	10,527
介護予防短期入所療養介護(老健)	664	664	664	664
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	37,655	37,655	37,655	37,655
介護予防特定福祉用具購入費	4,323	4,323	4,323	4,323
介護予防住宅改修	15,198	15,198	15,198	15,198
介護予防特定施設入居者生活介護	14,773	14,773	14,773	14,773
介護予防支援	28,773	28,773	28,773	28,773
(2) 地域密着型サービス	46,973	46,973	46,973	52,930
介護予防認知症対応型通所介護	1,874	1,874	1,874	1,874
介護予防小規模多機能型居宅介護	42,496	42,496	42,496	48,453
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,603	2,603	2,603	2,603

3. 総給付費

(単位:千円)

区分	第7期			平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	
総給付費(合計)	6,682,401	6,796,442	6,857,989	7,077,629
介護給付	6,447,372	6,562,245	6,623,800	6,837,528
予防給付	236,679	236,679	236,679	242,636
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△1,650	△2,482	△2,490	△2,535
特定入所者介護サービス費等給付額	375,000	375,000	375,000	375,000
高額介護サービス費等給付額	145,400	145,400	145,400	144,200
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,000	20,000	20,000	20,000
算定対象審査支払手数料	7,854	7,854	7,854	7,854
標準給付費見込額(合計)	7,230,655	7,344,696	7,406,243	7,624,683

4. 地域支援事業費

(単位:千円)

区分	第7期			平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	
地域支援事業費(合計)	442,653	458,612	458,614	453,293
介護予防・日常生活支援総合事業	295,892	295,892	295,892	295,892
包括的支援事業・任意事業	85,784	85,784	85,784	85,784
社会保障充実分(市町実施分)	60,977	76,936	76,938	71,617

第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(月額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で住民税非課税の人 住民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の人	0.47	2,780
第2段階	住民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円を超える120万円以下の人	0.71	4,190
第3段階	住民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が年間120万円を超える人	0.75	4,430
第4段階	住民税課税世帯で、本人に住民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.9	5,310
第5段階	住民税課税世帯で、本人に住民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.0	5,900 (基準額)
第6段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の人	1.125	6,640
第7段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の人	1.25	7,380
第8段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の人	1.5	8,850
第9段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の人	1.75	10,330
第10段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が年間500万円以上の人	2.0	11,800

計画の推進について

計画の周知	計画の評価及び公表について	計画のPDCAの実施
本計画書で定めた事項を、地域組織、福祉・医療などの関係機関、住民等へ多様な機会を活用し積極的に公表し、周知を行います。	計画の進捗状況について毎年度保険者において評価を行います。その評価について介護保険事業計画審議会において評価・協議を行い、評価内容や取り組みの改善点を公表します。	計画の各施策の進捗について、介護保険事業計画審議会等の意見を踏まえ、計画のPDCAサイクルによって、円滑な事業の推進を図ります。

雲南広域連合介護保険課
〒699-1311 島根県雲南市木次町里方 1100-6
電話 0854-47-7342